

古文書解読チャレンジ講座第二十一回

明治初期の願書を読む

出典：『大夫士伺願留・5』（明治二年）

（請求番号：605・A7・14）

平成三十年六月 東京都公文書館

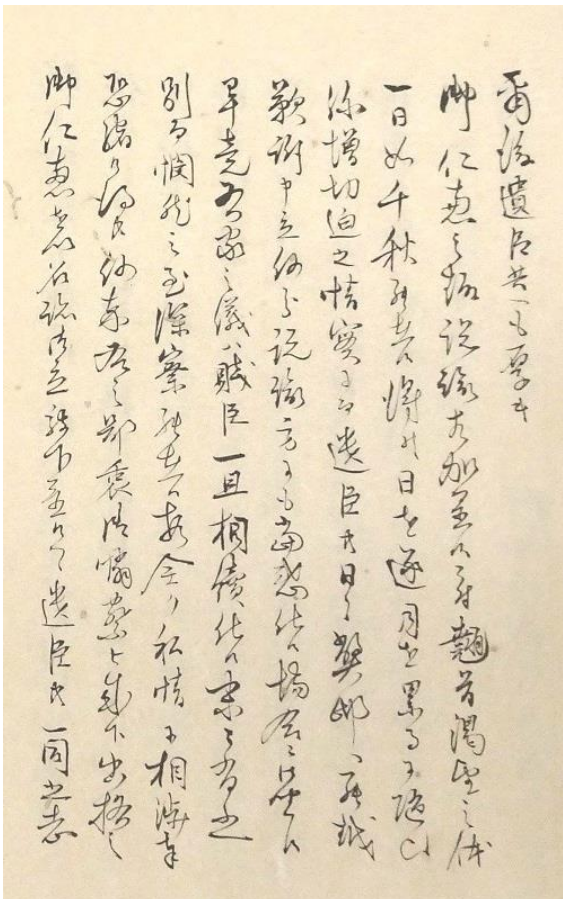
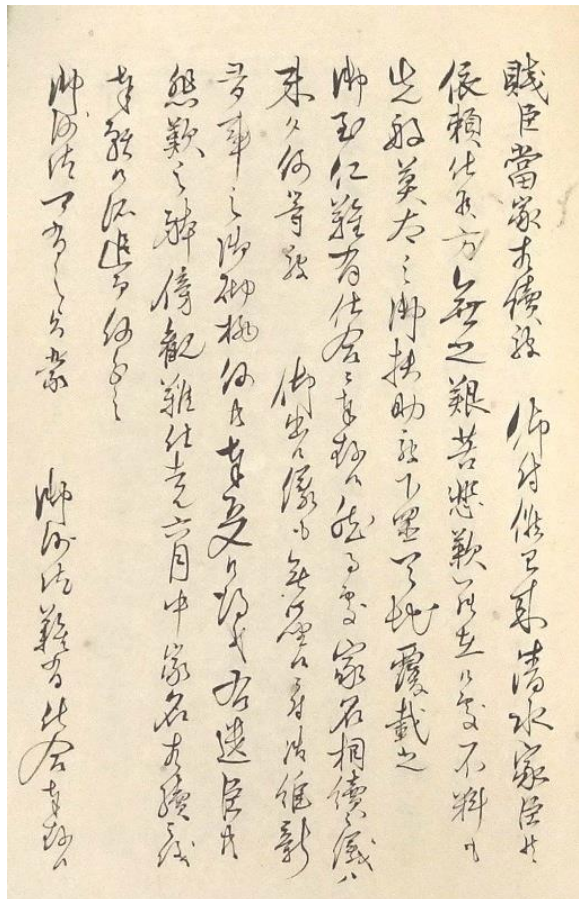
今回は、東京府文書「大夫士伺願留5」に綴られた文書を取り上げます。

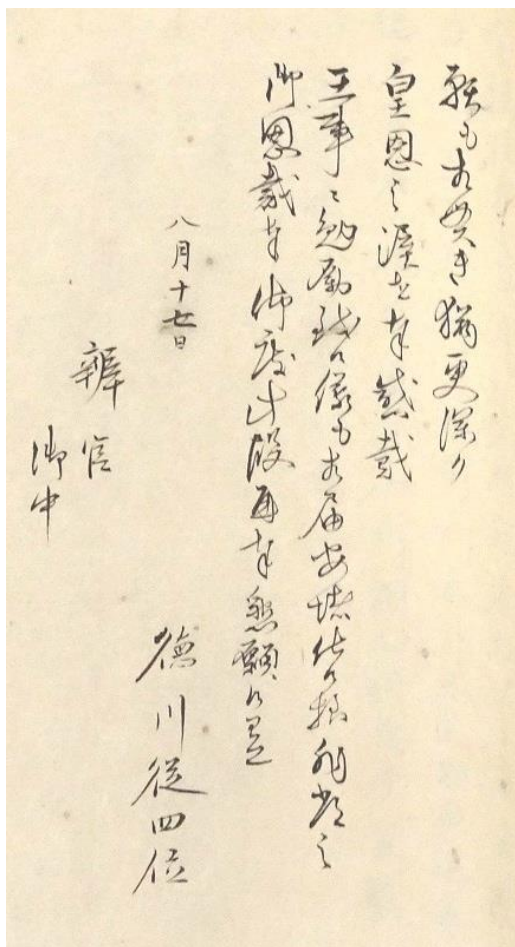
だが、どんな「願書」を提出したのでしょうか。

さっそく読んでみましょう。

一、史料『大夫士伺願留・5』（明治二年）

（請求番号：605・A7・14）





二、史料の解読／読み下し例

賤臣当家相統被 仰付候已来 清水家臣共
 賤臣當家亦候波 仰付候已来 清水家臣共
 依頼仕候方無之 艱苦悲歎罷在候処不料も
 依頼仕候方無之 艱苦悲歎罷在候処不料も
 先般莫太之 御扶助被下置天地覆載之
 先般莫太之 御扶助被下置天地覆載之
 御至仁難有仕合ニ奉存候然る処 家名相統之儀ハ
 御至仁難有仕合ニ奉存候然る処 家名相統之儀ハ
 申到仁難有仕合ニ奉存候然る処 家名相統之儀ハ
 申到仁難有仕合ニ奉存候然る処 家名相統之儀ハ
 未夕何等被 仰出候儀も 無御坐候ニ付御維新
 未夕何等被 仰出候儀も 無御坐候ニ付御維新
 多事之御切柄 何共奉 恐入候得共右遣臣共
 多事之御切柄 何共奉 恐入候得共右遣臣共
 吾事之御切柄 何共奉 恐入候得共右遣臣共
 吾事之御切柄 何共奉 恐入候得共右遣臣共
 悲歎之体 傍 觀難仕去ル六月中 家名相統之儀
 悲歎之体 傍 觀難仕去ル六月中 家名相統之儀
 懇歎之体 傍 觀難仕去ル六月中 家名相統之儀
 懇歎之体 傍 觀難仕去ル六月中 家名相統之儀
 奉願候所追而何分之
 奉願候所追而何分之
 御沙汰可有之旨蒙 御沙汰難有仕合奉存候
 御沙汰可有之旨蒙 御沙汰難有仕合奉存候
 爾後 遣臣共へも厚キ 爾後 遣臣共へも厚キ
 爾後 遣臣共へも厚キ 爾後 遣臣共へも厚キ
 御仁恵之趣説論相加 置候ニ付翹首渴望之体
 御仁恵之趣説論相加 置候ニ付翹首渴望之体
 御仁恵之趣説論相加 置候ニ付翹首渴望之体
 御仁恵之趣説論相加 置候ニ付翹首渴望之体
 一日如千秋罷在候得共 日を逐月を累るに随ハ
 一日如千秋罷在候得共 日を逐月を累るに随ハ
 一日如千秋罷在候得共 日を逐月を累るに随ハ
 一日如千秋罷在候得共 日を逐月を累るに随ハ
 弥増切迫之情実 而遣臣共日々弊邸へ罷越
 弥増切迫之情実 而遣臣共日々弊邸へ罷越
 弥増切迫之情実 而遣臣共日々弊邸へ罷越
 弥増切迫之情実 而遣臣共日々弊邸へ罷越

歎訴申立何分説諭方にも当惑仕候場合ニ御坐候
 歎訴申立何分説諭方にも当惑仕候場合ニ御坐候
 畢竟右家之儀ハ賤臣一旦相統仕候末ニ有之
 早走之儀ハ賤臣一旦相統仕候末ニ有之
 別而憫然之至深察罷在候段全ク私情に相渉奉
 別而憫然之至深察罷在候段全ク私情に相渉奉
 恐縮候得共何卒右之鄙衷御憐察被成下出格之
 恐縮候得共何卒右之鄙衷御憐察被成下出格之
 御仁恵を以名跡御立被下置候ハ、遺臣共一同之志
 御仁恵を以名跡御立被下置候ハ、遺臣共一同之志
 願も相貫き猶更深ク
 願も相貫き猶更深ク
 皇恩之渥を奉 感戴
 皇恩之渥を奉 感戴
 王事ニ勉勵致候儀も相届安堵仕候様非常之
 王事ニ勉勵致候儀も相届安堵仕候様非常之
 御恩裁奉 仰度 此段再奉 懇願候已上
 御恩裁奉 仰度 此段再奉 懇願候已上
 八月十七日
 八月十七日
 德川從四位
 德川從四位
 弁官
 弁官
 御中
 御中

【解説文】

賤臣当家相統被 仰付候已来清水家臣共
 依頼仕候方無之艱苦悲歎罷在候処不料も
 先般莫太之御扶助被下置天地覆載之
 御至仁難有仕合ニ奉存候然る処家名相統之儀ハ
 未夕何等被 仰出候儀も無御坐候ニ付御維新
 多事之御砌柄何共奉恐入候得共右遺臣共
 悲歎之体傍觀難仕去ル六月中家名相統之儀
 奉願候所追而何分之
 御沙汰可有之旨蒙 御沙汰難有仕合奉存候
 爾後遺臣共へも厚キ
 御仁恵之趣説諭相加置候ニ付翹首渴望之体
 一日如千秋罷在候得共日を逐月を累るに随ひ
 弥増切迫之情実ニ而遺臣共日々弊邸へ罷越
 歎訴申立何分説諭方にも当惑仕候場合ニ御坐候
 歎訴申立何分説諭方にも当惑仕候場合ニ御坐候
 畢竟右家之儀ハ賤臣一旦相統仕候末ニ有之
 畢竟右家之儀ハ賤臣一旦相統仕候末ニ有之
 別而憫然之至深察罷在候段全ク私情に相渉奉
 別而憫然之至深察罷在候段全ク私情に相渉奉
 恐縮候得共何卒右之鄙衷御憐察被成下出格之
 恐縮候得共何卒右之鄙衷御憐察被成下出格之
 御仁恵を以名跡御立被下置候ハ、遺臣共一同之志
 御仁恵を以名跡御立被下置候ハ、遺臣共一同之志
 願も相貫き猶更深ク
 願も相貫き猶更深ク
 皇恩之渥を奉感戴
 皇恩之渥を奉感戴
 王事ニ勉勵致候儀も相届安堵仕候様非常之
 王事ニ勉勵致候儀も相届安堵仕候様非常之
 御恩裁奉仰度此段再奉懇願候已上
 御恩裁奉仰度此段再奉懇願候已上
 八月十七日
 八月十七日
 德川從四位
 德川從四位
 弁官
 弁官
 御中
 御中

【読み下し例】

賤臣当家相統仰せ付けられ候已来、清水家臣共
 依頼仕り候方これ無く、艱苦悲歎罷り在り候処、料ずも
 先般莫太の御扶助下され置き天地覆載の
 御至仁有り難き仕合せに存じ奉り候。然る処家名相統の儀は
 未だ何等仰せ出でられ候儀も御坐無く候に付き、御維新
 多事の御砌柄何共恐れ入り奉り候え共、右遺臣共
 悲歎の体傍觀仕り難く、去る六月中家名相統の儀
 願ひ奉り候所、追而何分の
 御沙汰これ有る可し之旨御沙汰蒙り有り難き仕合せ存じ奉り候。
 爾後遺臣共へも厚き
 御仁恵の趣き説諭相加え置き候に付き翹首渴望の体
 一日千秋如く罷り在り候え共、日を逐い月を累るに随い
 弥増す切迫の情実にて遺臣共日々弊邸へ罷り越し
 歎訴申し立て何分説諭方にも当惑仕り候場合に御坐候。
 畢竟右家の儀は賤臣一旦相統仕り候末にこれ有り
 別して憫然の至り深察罷り在り候段、全く私情に相渉り
 恐縮奉り候え共、何卒右の鄙衷御憐察成し下され出格の
 御仁恵を以て名跡御立て下され置き候は、遺臣共一同の志
 願も相貫き猶更深く
 皇恩の渥を感戴奉り
 王事に勉勵致し候儀も相届き安堵仕り候様、非常の
 御恩裁仰ぎ奉り度、此段再び懇願奉り候已上
 八月十七日
 德川従四位

弁官
 御中

【語句説明】

覆載（ふうさい）…天が万物を覆い、地が万物を載せること。また、天地や
 君主の恩恵。
 翹首（ぎょうしゅ）…首をあげて待ち遠しく思うこと。

三、史料解説

当館所蔵の東京府文書中には、「大夫士伺願1上・下・2〜4」（五冊）「大
 夫士伺願留5」と題した簿冊があり、いずれも明治二年（一八六九）に提出
 された願書が綴られています。弁事や弁官*1宛てに記されているので、政
 府に提出されたものを東京府職員が筆写したものと考えられます。

■差出人は誰？

署名には、徳川従四位とありますが、従四位とは差出人の当時の位階です。
 本願書は、当時水戸藩主であった徳川昭武が、清水徳川家の家名相統を願
 出したものです。

■清水徳川家

清水家は、宝暦九年（一七五九）九代將軍家重の次男重好を当主として創
 設され、田安家・一橋家と共に「御三卿」と称されました。御三家（紀伊・
 尾張・水戸）の次席で、御三家同様に宗家に嗣子がない時は宗家を継承する
 資格を有していました。

御三卿は大名のように独立した領地を持つことはなく、江戸城内に屋敷を与
 えられ*2、家臣も幕府から派遣されるなど、將軍家とは家族のような関係
 でした。

清水家の、江戸時代最後の当主となったのが、徳川昭武です。

■徳川昭武

嘉永六年（一八五三）九月二十四日、第九代水戸藩主・徳川斉昭の十八男として誕生した昭武は、慶応二年（一八六六）十一月に清水家を相続します。同時に、兄である第十五代将軍徳川慶喜の名代として、パリで行われる万国博覧会へ派遣されることとなり、翌三年一月、使節団を率いて横浜を出港しました。三月には、パリに到着し、ナポレオン二世に謁見。スイス、オランダ、ベルギー、イタリヤ、イギリスを親善訪問した後、パリに戻り留学生活をスタートします。しかし、この年十月に慶喜は大政を奉還、十二月には王政復古の大号令が発せられ、状況が一変。新政府から帰国命令を受け、明治元年（一八六八）十一月に帰国しました。昭武は同年四月に死去した兄・第十代水戸藩主徳川慶篤（徳川斉昭の長子）のあとを受けて、第十一代水戸藩主となりました。

■その後の清水徳川家

昭武が水戸藩主となったことで、清水家は当主不在となってしまいました。本願書によれば、清水家に仕えていた家臣達は、日々昭武のもとを訪れては、清水家の家名相続を訴えました。昭武は、旧家臣らの思いを汲み、本願書を提出します。そのかいもあって、明治三年（一八七〇）二月、昭武の甥（慶篤の次男）常三郎（のち篤守）が、清水家を相続することとなりました。

注

*1 弁事は、明治初年の政府で庶務を担当した官職。明治二年七月八日官制改革で、弁事は太政官中の弁官となった。

*2 江戸城の田安・一橋・清水門内に居住したことから、地名をとって俗称となった。

(完)